

様式第1号（第6条関係）

豊山町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書

年 月 日

豊山町長

申請者 住所 _____

氏名 _____ 被害者との続柄 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

電話番号 (_____) _____

豊山町犯罪被害者等見舞金給付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 犯罪被害の概要

2 犯罪被害者又は第1順位遺族（申請者）と加害者との親族関係（事実上の婚姻関係（パートナーシップ又はファミリーシップにあった者を含む。）を含む。）

なし あり（ _____ ）

3 犯罪被害者による犯罪行為誘発行為、責めに帰すべき行為の有無

なし あり（ _____ ）

4 犯罪被害者及び申請者とも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員に該当せず、また、同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にはありません。

はい いいえ

5 見舞金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合、又は見舞金の給付後に豊山町犯罪被害者等見舞金給付要綱第5条又は豊山町補助金等交付規則第14条の規定に該当することが判明した場合、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

はい いいえ

6 見舞金の給付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、豊山町が収集し、提供を受けることへの同意の有無

同意します 同意しません

7 添付書類（申請に当たって添付する書類の写しの□にチェックを付けてください。）

- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡日を証明することができる書類
- 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類
- 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- 申請を行う者が犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップにあった者であるときは、その事実を認めることができる宣誓証明書又は宣誓証明カード
- 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（パートナーシップにあった者を含む。）を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 申請を行う者が豊山町犯罪被害者等見舞金給付要綱第4条第1項第2号に該当する者であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計を共にしていた事実を認めることができる書類
- 第1順位遺族が2人以上あるときは、豊山町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）
- 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類
- 愛知県犯罪被害者等見舞金給付要綱による愛知県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書
- その他（ ）

※ 地方公共団体が発行する各種証明については発行日から3か月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください。